

2010年8月13日

各 位

会 社 名 シティグループ・インク
(コード番号 8710 東証第一部)
問合せ先 東京都千代田区紀尾井町3番12号
紀尾井町ビル
弁護士 杉本 文秀
(TEL. 03-3511-6133)

平成22年度第2四半期報告書提出期限延長承認について

当社は、平成22年度第2四半期（平成22年6月30日終了）報告書提出期限につき、平成22年8月11日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認をいただきましたことをご報告いたします。

記

1. 平成22年度第2四半期報告書提出について

- ・ 本来の提出期限 平成22年度第2四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）
終了後45日以内（平成22年8月16日）
- ・ 承認された提出期限 平成22年度第2四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）
終了後70日以内（平成22年9月8日）

2. 延長を必要とする理由

当社は、本国（米国）において、米国1934年証券取引所法に基づき、各事業年度の第1、第2及び第3四半期末日から40日以内に、Form10-Qの様式による四半期報告書を米国証券取引委員会に提出するよう求められています。日本における四半期報告書に含まれる財務諸表及びその他の多くの部分は、Form 10-Qに含まれる英語で作成された財務諸表及びその他の情報に基づき、日本語で作成しますが、当該和訳の作成には相当の期間を要します。

上記の理由を考慮し、当社は、平成22年度第2四半期報告書の関東財務局への提出につき、本国における第2四半期報告書の提出から30日間を必要とするため、提出期限を当該第2四半期終了から70日以内として承認を申請し、この度関東財務局長の承認を受けました。

以上